

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2567番地

氏名 大谷化学工業株式会社
代表取締役 大谷 勝己



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和 3 年 2 月 4 日
(2021 年)

許可の有効年月日 令和 10 年 1 月 12 日
(2028 年)

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
紙くず	—	—	—
木くず	—	—	—
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	—	—	—
金属くず	○	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—
鉋さい	—	—	○
がれき類	○	—	—
ばいじん	—	—	○
燃え殻	—	—	○
汚泥	—	○	○
廃油	—	—	—
廃酸	—	○	○
廃アルカリ	—	○	○
廃プラスチック類	○	○	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件
- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
 - (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況
- (1) 平成4年（1992年）1月13日付けで新規許可
 - (2) 平成9年（1997年）1月13日付けで更新許可

(裏面に続く。)

(裏面)

- (3) 平成14年(2002年)1月9日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物性残さ」「ゴムくず」「鉍さい」「がれき類」「ばいじん」及び「燃え殻」を追加。)
- (4) 平成14年(2002年)1月9日付けで更新許可
- (5) 平成19年(2007年)1月5日付けで更新許可
- (6) 平成20年(2008年)6月18日付けの変更届出により代表者変更
(旧代表者:梅田 佳暉)
- (7) 平成23年(2011年)10月12日付けで優良基準適合確認
- (8) 平成26年(2014年)2月14日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (9) 平成29年(2017年)10月6日付けの変更届出により「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する表記変更
- (10) 令和3年(2021年)2月4日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「金属くず」に「石綿含有産業廃棄物」を追加。)
- (11) 令和3年(2021年)2月4日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。